

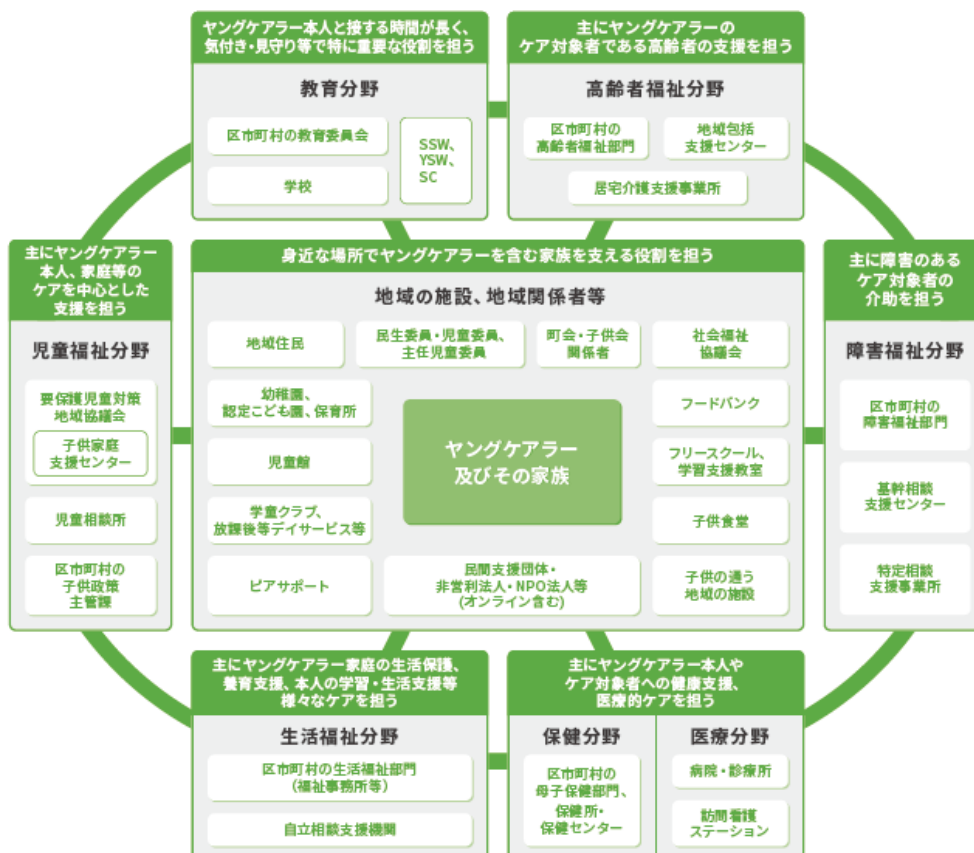
ヤングケアラーに対する関係機関の役割や取組等について

ヤングケアラーへの対応を行っていくためには、関係機関が連携し「早期発見・把握」「適切な支援体制の構築」が重要である。

今年度実施した「板橋区ヤングケアラーに関する実態調査」においては、「家族の中にお世話をしている人がいる子ども」は小学生9.9%、中学生5.6%、高校生5.3%の結果であり、特に小学生においては国の6.5%(令和3年度)を大きく上回る状況の把握ができた。お世話をしている頻度が高い子どもは、肯定的にとらえる子どもの割合が高い傾向ではあったが、世話をすることによる生活への影響が生じている状況も把握されている。

このような中で、「早期発見・把握」や各家庭の状況に応じた「適切な支援体制の構築」を行っていくため、子ども家庭総合支援センターの役割と教育委員会事務局、学校等との連携等について報告する。

1 ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関¹



出所:厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 有限責任監査法人トーマツ
 「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル〜ケアを担う子どもを地域で支えるために〜」を基に作成

¹ 東京都ヤングケアラー支援マニュアルより抜粋

2 子ども家庭総合支援センターについて

(1) 役割と体制

子ども家庭総合支援センター支援課（旧 子ども家庭支援センター）では、ヤングケアラーが社会的な課題として取り扱われる以前から、家庭での養育環境の問題やネグレクト等として、子どもやその家庭の支援に取り組んできている。

支援課では、関係機関等からヤングケアラー疑いの子どもに関する相談・通告を受けると、その家庭に関わる関係機関等から情報収集を行うほか、関係機関との情報共有・役割分担を確認し、必要に応じて子どもや家庭への面談・訪問、子育て支援サービスの提供等を通じて支援を担っている。なお、調査の結果、一時保護が必要と判断される場合、児童相談所機能を担う援助課と速やかに情報共有を図り、対応できる体制を構築している。

(2) 課題への取組

① ヤングケアラーの早期発見・把握

子ども家庭総合支援センターでは、ヤングケアラーの早期発見・把握のため、児童虐待防止のために作成している小中学生向けのパンフレット等や、関係機関向けに作成している児童虐待防止対応ガイドラインを通じて、ヤングケアラーの周知を図っている。

② 関係機関による支援体制の構築

これまで支援課が支援したヤングケアラーの中で、子どもや家族が問題として認識しておらず、どのように子どもや家庭に接触し、支援に繋げるかが課題となることがあった。ヤングケアラーの支援の取組は緒に就いたばかりであり、支援課や学校等だけではなく、その家族のケアを行う生活福祉、障がい福祉、高齢者福祉、保健・医療、地域等の様々な関係機関を含め、ヤングケアラー問題の理解を深め、支援のノウハウ等を共有していくことが重要である。

区では、令和5年度より子ども政策課において「ヤングケアラー支援ケース会議」等を設置し、支援課が関与した事例等を通じて、ヤングケアラーに関する情報共有を図り、関係機関の意識の醸成やノウハウの蓄積に取り組んでいる。

※ ヤングケアラー支援ケース会議の構成

子ども政策課、生活支援課、健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、福祉事務所、支援課、教育総務課、指導室、教育支援センター

3 教育委員会事務局及び学校について

(1) 役割と体制

ヤングケアラーが社会的な課題として挙げられているが、近年の子どもたちは、様々な要因（学業成績・友人関係・家庭環境等）から、複雑かつ高度な問題を抱えている。そのような子どもたちに寄り添い、必要な支援を届けていくことが学校には求められている。そのため、令和5年度より、教育委員会では、子どもたちの心理面に加え、環境面から支援する専門職を増員し、学校の総合的な課題解決機能を強化している。子どもたちにとって一番身近な学校において、課題にいち早く気づき、対応する体制を構築し、安心して過ごせる学校づくりをめざしている。

- ① スクールカウンセラーの増員
- ② スクールソーシャルワーカーの増員及び学校配置
- ③ 学校の支援体制の強化

(2) 課題への取組

① ヤングケアラーの概念を知る

学校が、ヤングケアラーの概念を理解したうえで、家族のケアを担い、過度な負担がかかっている児童・生徒がいる可能性があることを意識し行動する。また、児童・生徒が、ヤングケアラーの概念を理解できるよう働きかけ、気づきを促進している。

■具体的な取組

- ① 教員へパンフレットやチェックリストの配布、児童・生徒へチラシの配布
 - ② 教職員を含めた学校関係者向けの研修や勉強会などの実施
- ##### ② ヤングケアラーを見つけ、相談先を確保する

ヤングケアラーは特別な存在ではなく、どの学校、どの学級にもいる可能性があることを念頭に、学校は、児童・生徒の日常的な対話や丁寧な観察を通して、生活リズムの乱れや服装、忘れ物の状態等の変化を見逃さない。

児童・生徒の様子から声かけを行う場合、家庭に踏みこみにくいこともあるため、本人の話に耳を傾け、味方であること、寄り添う存在であることを認識してもらう。誰になら話しやすいのかは児童・生徒により異なるため、児童・生徒と信頼関係を築いている学級担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等、複数の相談先を設けている。

■具体的な取組

- ① 校内での連携体制の強化
 - ② 児童・生徒からの相談体制の構築
- ##### ③ ヤングケアラーを適切な支援につなげ、見守る

児童・生徒でヤングケアラーであることがわかったら、校内での支援体制を構築する。スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等での状況把握、本人や家族の意思確認、ケースに応じた様々な支援機関との連携などを行う。また、児童・生徒の心身のケアなどにはスクールカウンセラーが継続した面談を行い、児童・生徒の様子を気にかけて、定期的に校内委員会などで確認し見守りを継続している。

■具体的な取組

- ① スクールソーシャルワーカーは家庭訪問などで状況を把握し、本人家族の意思を確認
- ② 管理職等と連携し、校内体制の構築
- ③ 関係機関への適切な連携